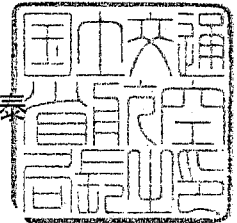




国空事第181号
平成20年6月10日

スカイマーク株式会社
代表取締役社長 西久保 慎一 殿

国土交通省航空局長
鈴木 久泰



運航体制の確保と適切な情報開示等について

スカイマーク社は、機材を小型化して機動的な運航を確保する観点から機材構成をB767からB737へ移行する過程にある中で、急な退職者の発生により必要な航空機乗組員の確保ができなくなったとして、6月2日に6月分の運航計画の変更認可申請を行い、6月中に運航を計画していた1,704便中168便を運休することとなった。

また、6月10日には、7月中に運航を計画していた1,790便中292便、8月中に運航を計画していた1,909便中173便を運休する運航計画の変更認可申請を行った。

航空運送事業者は、公共交通機関として、運航計画に沿った航空運送サービスの提供と、運休が発生する場合には利用者に対する適時適切な情報提供が求められているところであり、スカイマーク社が大量の運休を発生させたこと、また、その際の利用者に対する情報開示が十分でなかったことは誠に遺憾である。

スカイマーク社においては、航空運送サービスの安定的な提供のための余裕を持った運航体制を早急に確保するよう努めるとともに、運休が見込まれる場合には、速やかに利用者に対して適切な情報開示と振替輸送等の代替措置を実施することとされたい。

以上